

TMS 健康宣言

「経営理念」を実践して、お客様の健康に貢献し、健康増進をサポートするには、社員自身が健康であることが不可欠であり、健康でなければ、お客様の信頼を得ることはできません。

当社は、会社の成長を支える社員と家族の心身の健康を重要な経営資源の一つと捉え、健康維持・増進活動に対する積極的な支援と組織的な健康づくりの推進によって、社員がいきいきと豊かで快適・健康な社会生活と経済の発展に貢献する会社を目指します。

東京海上日動メディカルサービス株式会社
代表取締役社長 岡村 貴志

TMS 健康管理方針

第1条（目的）

当社は、「TMS 健康宣言」に基づき、社員及び家族の心身の健康保持・増進と健康で快適な職場環境の形成を目的として、健康管理についての方針を定める。

第2条（態勢）

- (1) 当社は、健康管理を推進・実施するため、代表取締役社長を責任者とする健康経営推進チームを組織する。
- (2) 健康経営推進チームは、健康管理に関して年間あるいは中期的な実施計画を定め、衛生委員会等とも連携しつつ、実施計画を推進する。
- (3) 健康経営推進チームは、健康管理の実施状況について、定期的に経営会議に報告する。

第3条（取組内容）

当社は、社員一人ひとりが心身の健康保持増進に自律的に取り組めるよう、健康づくりを支援する。法令遵守を基本とし、予防医学の見地から、以下の枠組みを体系的かつ包括的に健康管理を実施する。

- (1) 0 次予防：職場のコミュニケーションの活性化等により、職場の環境を改善に資する取組を推進する。
- (2) 1 次予防：研修等による社員への健康啓発や予防接種の実施等により、「疾病予防」に資する取組を推進する。
- (3) 2 次予防：健康診断等の実施徹底や健康診断後の保健指導等により、「疾病の早期発見・早期措置」に資する取組を推進する。
- (4) 3 次予防：休業と職場復帰制度などの規定や体制の整備等により、「疾病の再発防止・重症化予防」に資する取組を推進する。

第4条（改廃）

本方針の改廃は取締役社長において決定する。但し、軽微な修正は、健康経営推進チームを管掌する役員にて行うことができる。なお、改廃に際しては経営会議 に報告するものとする。

（付則）

本方針は 2017 年 9 月 1 日から実施する。

2017 年 9 月 1 日 制定